令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 補足研修〔後期開催コース〕 募集要領

本研修は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修 実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク (指定番号:003)

3 研修課程と募集定員

研修課程:サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修

(相談支援従事者初任者研修 (講義部分))

募集定員:500名(後期開催コース)

4 受講対象者(研修対象者)等

次の(1)に該当する者

(1) サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者補足研修(以下「補足研修」という。)の研修対象者は、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者であることが定められています。

【サービス管理責任者 基礎研修 受講資格 (研修対象者)】

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談 支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と 相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1 年

【サービス管理責任者の配置が義務付けられている障害福祉サービス】

療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

【児童発達支援管理責任者 基礎研修 受講資格 (研修対象者)】

举	宇淼怒駼左数
未伤	天伪社员十数

相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談 支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と 相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

【児童発達支援管理責任者の配置が義務付けられている障害児通所支援事業所等】 「児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター、 医療型児童発達支援センター、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

5 研修カリキュラム

神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「相談支援従事者初任者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」の3(1)②に定める別表1のカリキュラム「相談支援従事者初任者研修(講義部分)(2日間)」とする。

【補足研修(相談支援従事者初任者研修(講義部分))】

- (1) 障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義(5時間)
- (2) 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義 (3時間)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義(3時間)

6 日程及び会場

講義2日間の補足研修については、従来の集合研修ではなく、指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上の遠隔教育システム(以下、eララーニング)において配信する講義映像の視聴により講義を実施します。

【講義(映像配信)】

区分	日程(映像配信期間)
講義(映像配信)	e-ラーニングシステムによる講義映像の配信 配信期間:令和8年1月15日(木)~1月27日(火)

※「相談支援従事者初任者研修」に受講申込をされた方で、当該研修の講義部分(2日間)だけを受講しても、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の「補足研修」の修了証は交付できません。サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置を希望される方は、この「補足研修」を受講してください。

7 申込について

(1)申込方法

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページから の申込のみとなります。

通信環境等により、ホームページよりお申込できない場合は当法人までご連絡ください。

法人申込と個人申込があります。いずれかの方法でお申込ください

(ア)法人申込の場合

申込の際、「法人内順位」は必ず記載してください。未記載の場合や、不適切な記載の場合(法人内優先順位1位が複数いる等)については、受講を見送りとさせていただくことがあります。

(イ)個人申込の場合

個人でのお申込も受付ます。

(2)申込ホームページ

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク https://www.kcn.or.jp/

(3)申込期限 令和7年11月14日(金)

申込期限までに当法人ホームページにてお申込いただいた分が有効となります。

※ホームページにて申込後、受付完了メールが届きますので、受講決定通知がお手元に届くまでは保管しておいてください。なお、受付完了メールが届かない場合は、当法人までご連絡ください。

9 受講者の選考について

受講申込者数が募集定員を超過した場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙4「神奈川県サービス管理責任者補足研修受講者選考基準」に基づき受講者を決定します。

別紙4

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準(補足研修)

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選者基準 I から順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定 すること。

〈選考基準〉

基準 I:神奈川県在住の者、又は県内指定障害福祉サービス事業所等に勤務している申込者

基準Ⅱ:補足研修申込時点で基礎研修を修了済みの者

基準Ⅲ:県内指定障害福祉サービス事業所等からの推薦がある者

基準IV:神奈川県内に法人本店又は法人本部がある県内指定障害福祉サービス事業所等に勤務 している申込者

※県内指定障害福祉サービス事業所等とは、

神奈川県内にある、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援 事業所、指定障害児入所施設のことをいう。

10 受講者の決定及び通知

- 〇受講者は、申込内容を審査の上で決定し、申込書に記載の各法人あて(個人申込の場合はご自宅あて)に受講の可否の通知を郵送いたします。
- ○受講決定後の受講者の変更は認められません。

〇受講決定等の通知は11月25日頃に発送予定です。12月5日になっても通知が届かない場合は当法人まで連絡してください。

11 本人確認

本人確認のできる公的証明書(下記参照)を申込書に添付してください。

公的証明書
・住民票の写し
・マイナンバーカード
・在留カード等
•健康保険証
・運転免許証
・パスポート
·年金手帳
•生活保護受給証明書
・国家資格等を有するものについては、免許証又は登録証 等

上記書類がご準備できない場合は、当法人までご連絡ください。

12 受講確認及び効果測定

全ての講義映像を視聴したことの確認のため、映像配信による講義を受講した受講者については、視聴後、受講確認および効果測定を提出していただきます。書式や提出方法については、受講者へ別途ご案内いたします。

13 修了証書の交付、修了者名簿の管理

- 〇 研修を修了した方には、修了証書を交付します。
- 県および特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク にて研修修了者名簿を管理します。

14 受講料及びテキスト

- 〇 受講料 10.000円 (税込、テキスト代を含む)
- 受講料の納付方法は、受講決定通知に同封して送付いたします。
- 納付済みの受講料については、返金できませんのでご注意ください。
- 受講料の振込手数料、その他については受講者負担にてお願いいたします。
- 〇 テキストは講義映像配信開始日までに研修事務局より送付いたします。

15 その他留意事項

- 〇 受講決定者は全カリキュラムを受講する必要があります。
- 受講にあたり、障害等を理由に合理的な配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。なお、合理的な配慮を行うにあたり、直接状況をお聞きするため、研修事務局よりご連絡することがあります。
- 自然災害(台風等)及び事故等の発生により、開講をしない場合があります。 開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃までに、特定非営利活動法 人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (https://www.kcn.or.jp/)において段階的にご案内をいたしますので、必ずご確認 ください。

また、振替が生じた場合についても、振替日程等に関する事項を特定非営利活動法 人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (https://www.kcn.or.jp/) に別途ご案内をいたします。

〇 虚偽の内容により受講申込をした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消 し等の措置をとることがあります。

16 個人情報の取扱い

申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人かながわ障がい ケアマネジメント従事者ネットワーク学則に基づき適正な管理を行い、本研修および研修修了 者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

17 問合せ先

(本研修の申込み等に関する問合せ)

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-9-17 原田センタービル6階 電話 046 (206) 7265 FAX 046 (206) 7275

(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ)

※ 実務経験が該当するかなど、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置 に関する問合せについては、以下の事業所を所管する指定権者の担当にお問合わせくだ さい。

∠ ′ ′ °		
事業所所在	問合せ先	
地		
横浜市	(障害者)	
	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	
	Eメール: kf-syositei@city.yokohama.jp	
	(障害児)	
	横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	
	Eメール: kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp	
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課	
	電話:044-200-2927	
	FAX: 044-200-3932	
	Eメール: 40sidou@city.kawasaki.jp	
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課	
	電話:042-769-1394	
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部指導監査課	
	電話:046-822-8411	
	E メール: shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp	
	※問合せは原則 E メールでお願いします	
上記以外	県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ	
	電話:045-210-4717・4732	
相模原市横須賀市	電話: 044-200-2927 FAX: 044-200-3932 Eメール: 40sidou@city.kawasaki.jp 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 電話: 042-769-1394 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 電話: 046-822-8411 Eメール: shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則 Eメールでお願いします 県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ	

(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修」に関する問合せ先)

研修事業者	連絡先/ホームページ
-------	------------

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	電話 045-534-6215	
(指定番号:001)	ホームページ https://www.kfkc.jp/	
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	電話 045-210-0788	
(指定番号:002)	ホームへ゜ーシ゛ https://www.kanafuku.jp/	
特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構	兄機構 電話 046-240-1961	
(指定番号:004)	ホームページ https://www.stro.or.jp/	